

令和3年第1回（定例会）吉備中央町議会会議録（1日目）

1. 令和3年3月4日 午前 9時30分 開会

2. 令和3年3月4日 午後 2時27分 閉議

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 成田賢一 | 2番 | 山本洋平 |
| 3番 | 石井壽富 | 4番 | 渡邊順子 |
| 5番 | 山崎誠 | 6番 | 加藤高志 |
| 7番 | 河上真智子 | 8番 | 黒田員米 |
| 9番 | 日名義人 | 10番 | 丸山節夫 |
| 11番 | 西山宗弘 | 12番 | 難波武志 |

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 成田賢一 | 2番 | 山本洋平 |
|----|------|----|------|

8. 議場に出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|------|----|-----|
| 議会事務局長 | 杉原宏典 | 書記 | 堀恵子 |
|--------|------|----|-----|

9. 説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|--------|------|
| 町長 | 山本雅則 | 副町長 | 岡田清 |
| 会計管理者 | 石田卓己 | 総務課長 | 大木一恵 |
| 税務課長 | 亀山勝則 | 企画課長 | 片岡昭彦 |
| 協働推進課長 | 河内啓一郎 | 住民課長 | 小谷条治 |
| 福祉課長 | 奥野充之 | 保健課長 | 石井瑞枝 |
| 子育て推進課長 | 石井純子 | 農林課長 | 山口文亮 |
| 建設課長 | 岡本一志 | 水道課長 | 高見知之 |
| 教委事務局長 | 富士本里美 | 定住促進課長 | 岸本久夫 |

10. 議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名について

| | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 町長施政方針 |
| 日程第 5 | 専決報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（伝送路光ケーブル化工事（第1期）変更契約の締結） |
| 日程第 6 | 専決報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉備中央町一般会計補正予算（第7号）） |
| 日程第 7 | 議案第 1号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 2号 | 吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 3号 | 吉備中央町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第 4号 | 吉備中央町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例について |
| 日程第11 | 議案第 5号 | 吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第 6号 | 賀陽町児童福祉年金条例の廃止について |
| 日程第13 | 議案第 7号 | 吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第 8号 | 吉備中央町小規模企業及び中小企業等振興条例について |
| 日程第15 | 議案第 9号 | 請負契約の締結について |
| 日程第16 | 議案第10号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町ピオーネ集出荷・直売所） |
| 日程第17 | 議案第11号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設） |
| 日程第18 | 議案第12号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町さくら公園） |
| 日程第19 | 議案第13号 | 町道の認定について |
| 日程第20 | 議案第14号 | 令和2年度吉備中央町一般会計補正予算について |

| | | |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 日程第 2 1 | 議案第 1 5 号 | 令和 2 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 6 号 | 令和 2 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 7 号 | 令和 2 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 8 号 | 令和 2 年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 9 号 | 令和 2 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について |
| 日程第 2 6 | 議案第 2 1 号 | 令和 3 年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 2 7 | 議案第 2 2 号 | 令和 3 年度吉備中央町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 2 8 | 議案第 2 3 号 | 令和 3 年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 2 9 | 議案第 2 4 号 | 令和 3 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について |
| 日程第 3 0 | 議案第 2 5 号 | 令和 3 年度吉備中央町育英資金特別会計予算について |
| 日程第 3 1 | 議案第 2 6 号 | 令和 3 年度吉備中央町診療所特別会計予算について |
| 日程第 3 2 | 議案第 2 7 号 | 令和 3 年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第 3 3 | 議案第 2 8 号 | 令和 3 年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 3 4 | 議案第 2 9 号 | 令和 3 年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について |
| 日程第 3 5 | 議案第 3 0 号 | 令和 3 年度吉備中央町上水道事業会計予算について |
| 日程第 3 6 | 議案第 3 1 号 | 令和 3 年度吉備中央町下水道事業会計予算について |

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

| | | |
|---------|--|----|
| 専決報告第1号 | 専決処分の承認を求めることについて（伝送路光ケーブル化工事（第1期）変更契約の締結） | 承認 |
| 専決報告第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉備中央町一般会計補正予算（第7号）） | 承認 |
| 議案第1号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第2号 | 吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第3号 | 吉備中央町税条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第4号 | 吉備中央町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例について | |
| 議案第5号 | 吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第6号 | 賀陽町児童福祉年金条例の廃止について | |
| 議案第7号 | 吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について | |
| 議案第8号 | 吉備中央町小規模企業及び中小企業等振興条例について | |
| 議案第9号 | 請負契約の締結について | |
| 議案第10号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町ピオーネ集出荷・直売所） | |
| 議案第11号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設） | |
| 議案第12号 | 公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町さくら公園） | |
| 議案第13号 | 町道の認定について | |
| 議案第14号 | 令和2年度吉備中央町一般会計補正予算について | |
| 議案第15号 | 令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について | |
| 議案第16号 | 令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について | |

- 議案第17号 令和2年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
- 議案第18号 令和2年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について
- 議案第19号 令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
- 議案第21号 令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について
- 議案第22号 令和3年度吉備中央町介護保険特別会計予算について
- 議案第23号 令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について
- 議案第25号 令和3年度吉備中央町育英資金特別会計予算について
- 議案第26号 令和3年度吉備中央町診療所特別会計予算について
- 議案第27号 令和3年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第28号 令和3年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について
- 議案第29号 令和3年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について
- 議案第30号 令和3年度吉備中央町上水道事業会計予算について
- 議案第31号 令和3年度吉備中央町下水道事業会計予算について

午前 9時30分 開 会

○議長（難波武志君）

おはようございます。

三寒四温という言葉がございますけれども、寒い日があったり、あるいはまた暖かい日があったりと、まさに三寒四温の言葉どおりの今日この頃ではないかと思えます。

梅の花も咲き、また日差しも非常に明るくなってきて春の訪れも確実に近づいているということで感じられるわけがございますけれども、一方では、なかなか終息の見えないコロナウイルス、ワクチンの接種も始まり、今が一番頑張りどころではないかというふうにも感じられるわけがございますけれども、お互いに体調管理には十分気をつけて頑張っていきたいと思うところでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回吉備中央町議会定例会を開会します。

直ちに、本日の会議を開きます。

会議中の広報担当及び吉備ケーブルテレビの撮影を許可していますので、報告します。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、11番、西山宗弘君、1番、成田賢一君を指名します。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月23日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月4日から3月23日までの20日間に決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第3、諸般の報告を行います。

令和2年11月30日から12月18日まで、新メンバーによる令和2年第6回議会定例会が行われました。新人議員4名と一緒に新しい議会をスタートしたわけでございます。

12月7日、吉備高原都市スーパーシティ推進協議会が吉備プラザ3階の大ホールで行われ、県下各地からそれぞれの関係の方のお集まりをいただいて協議会を行いました。

1月20日にも吉備高原都市のスーパーシティ推進協議会を行い、議員の皆さんも多く参加をしていただいて、現在の取組状況についてをお互いに共有したわけでございます。また、その後、吉備高原イノベーションヒルズ協議会の定例会も併せて行いました。

1月26日、小学校等の適正配置に関する検討委員会が開催され、その委員メンバーの顔合わせということが中心にこのときはなりました。

2月7日には、吉備高原都市スーパーシティ構想の地元説明会ということで、1日に3回に分けて説明会を行いましたけれども、地元の方々、非常に多くの方がお集まりをいただき、熱心に説明も聞いていただき、あるいはまた御質問等もしていただきました。

2月26日、第2回魅力ある学校・園を考える会が開催され、魅力ある学校・園とはどのようなものかというふうなことについて協議を行いました。

その他については、お手元に配付しておりますので、御覧をいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第4、町長の施政方針を伺います。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

皆さん、おはようございます。

令和3年第1回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。本定例会は、先ほど御決定をいただきましたとおり、本日から3月23日までの20日間の日程で、条例改正をはじめ、多くの重要案件を御審議していただくわけでございますが、今回、特に新年度のまちづくりの指針となる各会計の当初予

算を御審議していただく極めて重要な議会でありまして、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、提出議案を御審議いただくに当たりまして、私の町政に対する当面の施政方針を申し述べまして、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず最初に、我が国の災害の歴史において、まれに見る規模の人命が奪われ、各地に甚大な被害をもたらした東日本大震災が平成23年3月に発生し、間もなく10年を迎えます。10年の歳月に思いを致すとき、改めてお亡くなりになられた方々に哀悼の意を表しますとともに、避難生活等、今なお困難な暮らしを余儀なくされている方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

また、昨年来、世界中がその脅威と闘っている新型コロナウイルス感染症では、現在、関東1都3県に発令中の緊急事態宣言も、7日までの期限が2週間程度延長される見込みで、いまだ一向に衰えを見せない中、医療の最前線で日々全力を尽くされている多くの医療従事者の皆さんに衷心より敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。

さて、昨今吉備中央町では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、町民皆さんの安全・安心を確保するための課題や、将来のまちづくりに向けた大きなプロジェクトが動き出しております。しかし、これらの事業は、いずれも単年度で終結する施策ではなく、計画から実施を経てその結果なり成果が現れるのは数年を要するものであります。したがって、今回の施政方針に当たりましては、それぞれの施策の狙いとその効果、またこれまでの対応と今後の取組につきまして、具体的にお示しをし、吉備中央町の進めるまちづくりに対し、一層の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まず第一に新型コロナウイルス感染症対策についてであります。吉備中央町では、昨日まで町民の皆様の発症は確認されておりません。これは何と申しましても町民の皆さん、お一人お一人が3密を避け、手指の消毒やマスクの着用、また小まめな換気などに努められるなど、感染予防の対策の基本を忠実に守り、徹底された賜物だと思っております。こうした未知の危機への対応は、何よりも一人一人が基本を忠実に守るとというのが一番の対策であります。引き続き緊張感を持って、町内の感染予防対策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御協力をお願いいたします。

また、先月我が国においても新型コロナウイルス感染症のワクチンが承認をされまして、医療従事者の皆さんからワクチン接種が始まっております。今後、各市町村にワクチ

ンが順次配布をされる予定であります、ワクチン接種の時期や優先順位等、基本的な実施方針はあくまでも国、県の指示に基づいて統一的行われるものとなっております。したがって、吉備中央町におきまして、ワクチン接種の時期や実施方針等につきましては、国、県等から詳細な実施方針が示された後、順次お知らせをすることとなっております。

当面、65歳以上の方に対しまして、ワクチン接種についてのお知らせと接種の希望調査に関する通知を、来週月曜日、8日にお送りすることとしております。現在、接種体制等につきましては、医療機関と協議を重ねておりますが、今回のワクチン接種は接種時に受付や予診票の確認のほか、接種前の医師との健康相談、接種済み証の発行や接種後の経過観察、万一に備えまして緊急体制の確保等、通常の予防接種とは会場設営も規模も異なりますので、おのずと会場が限定されるという関係上、基本的には集団接種を中心に個別接種を補完的に行うということになろうかと思っております。

なお、吉備中央町では、いつ県等から実施方針が示されましてもワクチン接種が円滑にできますよう、本番を想定しました職員の実地訓練を今月12日に、まずは第1回目を行います。そして、今月下旬に第2回目も行う計画としております。

また、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の日程や手続等、町民の皆様からのいろいろなお尋ねに対応するために、町独自のコロナ対応専用のコールセンターを、来週火曜日、9日から開設をいたしますので、どうぞお気軽に御利用をいただければと思っております。なお、コールセンターにつきましては、岡山県も10日から開設する予定で準備を進めております。県のコールセンターにつきましては、ワクチン接種に関する専門的なお問合せも対応できる窓口となっております。

いずれにいたしましても、なるべく多くの方が接種をされるよう、また安全を第一に万全の態勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので、少々御不便をおかけすることもあるかと思っておりますが、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策の当面の対応につきましては以上でございます。

次に、一昨年から動き出しております吉備高原イノベーションヒルズ構想についてでございます。本事業は、既に御案内のとおり、世界中から企業や研究機関、起業家などを集めまして、新規事業を量産する国際オープンイノベーションセンターの構築を目指すものであります。また、将来的には先進的な学習環境の場や世界のトップクラスのアスリートの育成なども視野に入れて、世界に開かれたエリアとして成長することが大変期待をされ

ているところでございます。

近年、インターネットやテクノロジーの飛躍的発展によりまして、あらゆる分野でグローバル化が進むとともに、産業構造の変化や人材の流動化が加速をしまして、市場競争も激化している中で、大企業といえども内向きな自社開発のみでは新たな技術改革は望めない時代となってきております。そこで、自社の技術や資源、いわゆる自社のリソース以外に他社の組織や他社のリソースを活用することによりまして、新しい発想による新たな技術やデザインを生み出していくことが大変求められ、そうした取組がオープンイノベーションと言われるものであります。

世界的なオープンイノベーションの現状を見てみますと、欧米では既に78%の実施率がございしますが、我が国の企業では47%でありまして、日本でも浸透しつつあるオープンイノベーションも世界的に見ますとまだまだ発展途上であるようでございます。しかし、視点を変えてみますと、それだけビジネスチャンスがあるということでございます。

現在、吉備高原都市の旧ニューサイエンス館を拠点とした吉備高原都市オープンイノベーションヒルズ構想の推進の核となるオープンイノベーションセンターの開設準備を行っており、来月、4月1日にオープンする予定となっております。センターがオープンすると、いよいよ本格的に交流や連携が始まり、新しい技術による新たな製品やサービスの開発が行われるとともに、人や物や情報の新しい流れが生まれてくると期待をしているところでございます。

次に、最近にわかにクローズアップされています吉備高原都市スーパーシティ構想についてでございます。この取組は、既に報道等で御承知のとおり、ビッグデータやAI、すなわち必要な情報と人工知能を最大限に活用し、大胆な規制改革を同時に一体的に、また包括的に推進をしまして、社会の在り方を根本から変えるような都市設計と、その実践を通しまして、暮らしやすさにおいてもビジネスにおいても最先端なまちづくりを実現するものでございます。

現在、吉備中央町では開業医の高齢化や特定診療科目の不足等を改善するための、町内医療の充実、また少子化による児童・生徒の減少に対応した教育環境の充実、そして公共交通網が乏しく、交通手段を持たない高齢者や障害者、学生等のための通院、買物、通学対策等が喫緊の課題となっているところであります。したがって、これらの地域課題を解決するためにICT技術を最大限に活用し、現状の充足にとどまらず、2030年頃の社会が実現されるように先行実施をいたしまして、子供からお年寄りまでがわくわくしな

がら安心して暮らせるまちづくりを目指すものでございます。

具体的には、医療におきましては、病院に行かなくても自宅にいてオンライン診療が受けられるとともに、大学病院等と連携をすることによりまして高度な遠隔医療サービスの提供が可能となるほか、AIを活用した健康増進、医療介護予防の環境整備により医療費の削減につながったり、教育分野におきましては、子供たちはオンラインによる効果的で効率的な学びの実現を実践し、万一の災害におきましても再生可能エネルギーの地産地消によりましてしなやかに対応ができるなど、まさに時代を先取りしたまちづくりを目指すものでございます。

また、従来のスマートシティのような単品での提供ではありません。複数のサービスを連携して行うのがスーパーシティの構想でありまして、吉備中央町は5つの分野、すなわち医療環境の充実、教育環境の充実、買物利便性の向上、交通手段の充実、防災やエネルギー対策を横軸に連携をし行うものでございます。

現在、全国では60か所を超える地域がこの国によるスーパーシティの区域指定に向けて準備を行っているところであります。しかしながら、その中で採択される地区は5か所程度となっており、吉備中央町も今回の公募期限である4月16日を目指しまして、産学官金等からなる多くの賛同者とその連携を得まして、吉備高原都市スーパーシティ推進協議会を設立をし、国の区域指定に向けて今準備を行っているところでございます。この事業は、最初に申し上げましたとおり、あくまでも主役は住民の皆さんであり、そこに住む住民の皆さんの生活が便利になるように、また住民の皆さんにとって安心して安全な暮らしやすい地域にする、そのことが究極の目的でございます。

また、名称のとおり、今回は吉備高原都市を区域としたスーパーシティの環境を構築するわけですが、吉備高原都市でいわゆる実証事業を行った後、そのノウハウやその成果をしっかりと生かしまして、全町域にその利便性を拡大するとともに、将来は周辺市町村ともしっかりと連携をしながら、常に一步進んだ住みやすい、暮らしやすい吉備中央町を目指して全力を挙げてこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

もともと吉備高原都市は、人間尊重、福祉優先をキャッチフレーズに、テクノポリス構想をはじめとする高度技術集積都市の実現を目指して都市整備が、進められてきたわけでございます。バブルの崩壊等によりまして足踏み状態になっているこの吉備高原都市の建設促進にもう一度しっかりと光を与えるまたとないチャンスだと捉えております。

そうした中、最近では首都移転やスーパーシティ構想が広くマスコミに取り上げられる

に従いまして、最近吉備高原都市、吉備中央町に対して全国からの問合せが徐々に徐々に増えているのも事実でございます。地質学的な裏づけによる安心・安全を強みに訴えております首都移転、また先ほど申し上げましたイノベーションヒルズ構想等も合わせまして、吉備中央町の新たなまちづくりへの挑戦に対し、皆さんの一層の御理解、御協力を厚くお願いするものでございます。

さて、ここからは広く町民の皆さんの日々の生活に直結した身近な事業につきまして、これまでの成果や当面の取組方針につきまして少し申し上げまして、御理解、御協力を賜りたいと存じます。

まず、新型コロナウイルス関係のうち、ワクチン接種につきましては先ほど申し上げましたとおりであります。長引くコロナ禍の中で、町民の皆様も町内事業者の皆さんも経済的損失は大変なことになっております。事業者の皆さんに対する経済対策は、本年度も対象期間を延長するなどの独自の対策を進めてまいりましたが、来年度も引き続き、可能な限り新型コロナ感染症関連の助成制度等の対象期間の延長等に取り組んでまいることにしております。特に経済対策は事業者と町民の皆さんが、共に同時に経済効果の恩恵が受けられることがやはり大切だろうと思っております。町内の購買意欲が促進され、双方に効果のある事業にも取り組んでまいりたいと思っております。また、子供さんをお持ちの御家庭では、教育費の負担軽減策として、新年度も引き続き小・中学校等の給食費の無償化を行う計画としております。

次に、自主財源の乏しい財政状況の中でありまして、町の基幹産業である農業の振興に役立てようと、平成26年度から取り組んでおります米作り農家応援事業、いわゆるふるさと納税制度を活用した農業振興事業についてであります。

本年度は、昨年12月末現在で全国から2万6,596件、制度開始以来初めて10億円を超える10億1,900万円の御寄附をいただき、町内の628戸の農家の皆さんから2万6,221俵のお米を出荷していただいたところであります。そして、全国の皆さんからの寄附金と必要経費の差額を財源にいたしまして、一昨年度から農機具の購入助成を、また本年度からは新たに大型農業機械の運転に必要な、大型特殊免許の取得に要します経費の助成を始めたところでございます。

農機具の購入助成につきましては、昨年度合計で148件、175台。本年度は現時点で草刈り機55台、トラクター27台、田植機16台、コンバイン15台など、165件、188台の交付実績となっております。また、大型特殊免許等の助成につきま

しては、現在107件の交付を行っており、両事業とも広く農家の皆さんに喜ばれ、それぞれの効果を発揮しているものと考えております。

なお、これらの事業の基礎となりますふるさと米の出荷につきましては、本年度までは基本的に10アール当たり4俵を上限としておりましたが、来年度は出荷の上限を10アール当たり5俵以内に引き上げることとしております。一層の制度活用をお願いするものでございます。

次に、公共交通網の整備についてでございます。

広大な町域に集落が点在する過疎地域特有の住環境で、最も不便を来すものの一つが公共交通機関の不足であります。これを解消する一つ的手段といたしまして、一昨年からは吉備高原から国立医療センターまでの間を、町有バスによる実証運行を行っておりますが、そもそも吉備高原までの交通手段がないという声を多く聞きます。そこで、来年度吉備高原を拠点とする町内巡回バスの運行を行う計画としております。合わせて、現在加茂川地区を対象に運行をしておりますデマンドタクシーも、町全域に拡大して運行する計画にしております。

これにより、買物や病院等、町内移動はもとより、既存のバス事業者による公共交通網とも連結をすることによって、交通不便地域から岡山市、高梁市等へ移動が改善するものと期待をしております。運行時間や運行体制等、詳細が決定次第お知らせをいたしますので、御利用いただきますようお願いをいたします。

次に、魅力ある教育環境づくりについてでございます。

少子化の進展に伴い、町内の小学校、幼稚園、保育園等の児童、園児数も減少し、当面急激な増加が見込めないそのような中、小学校においては複式学級が増加をいたしまして、中には完全複式の学校も増えてきております。そうした中、昨年3月、吉備中央町立小学校等の適正配置に関する検討委員会から、将来の学校、園の在り方について答申をいただいたところであります。

答申の骨子は、御承知のとおり、小学校においては複式学級の解消を前提に、学校数は3校以内に、また保育園等は1学級15人以内とし、公立の園は3園に、また統合する場合は、幼稚園、保育園とも認定こども園に移行すべきとの答申でございます。従来でありますと、この答申の数値等に基づき、いわゆる学校統合の素案を作成をいたしまして、議会等で審議していただければよいわけでございますが、教育におきましては、国際化、情報化が進む昨今、単なる人数の規模拡大にとどまることなく、将来をしっかりと見据えた

特色ある学校にしていくことが求められているところでございます。

そこで、去る1月26日、学校、園の代表者、地域の代表者、議会の代表者等による魅力ある学校、園を考える会を立ち上げまして、現在まで2回の協議を行っております。この会の内容につきましては、会の名称のとおり、広い視点と将来を見渡した中でしっかりと吉備中央町ならではの特色を持った、また誰でも楽しんで学べるような魅力ある学校づくりはどうあるべきかというような視点で御提案をいただくために設置をしたものでございます。今後、数回の協議を重ねまして、おおむね7月頃をめどに一定の方向性を見いだしていきたいと考えております。将来、吉備中央町はもとより、世界の平和と発展のため活躍できる人間性豊かな人材の育成のためにも、魅力ある生きた教育の場が作られることを期待をしております。

次に、コロナ禍で改めてクローズアップされましたテレワークやリモート会議、また小・中学校のオンライン学習等に対応するため、情報通信網の早急な整備がいや応なしに求められているというところでございます。そうした中、吉備中央町では昨年度から町内のケーブルテレビネットワークの光化に着手をしておりますが、いよいよ来年度で全町域の光化整備が完了し、情報化時代に対応した高速大容量の情報基盤の活用とともに、4K、8K等、次世代放送への安定した視聴、また5G、いわゆる第5世代通信への対応も含め、時代の要求に即応した情報通信環境が整備されるということになりました。

今や情報基盤の整備は、道路や水道また電気と同じように、住民の皆さんの生活や経済活動に欠かすことができない重要な社会インフラであるとともに、都市と田舎のその格差をなくする大きなツールだと思います。どうぞ、こうした分野の活用の可能性は無限でありますので、いろいろな応用の中で経済活動や企業活動、教育や文化活動を含めた生涯学習活動に、また趣味や娯楽、家庭内での快適な生活にと、大いに活用をしていただきたいと思います。

さて、平成30年の集中豪雨は、吉備中央町にも近年にない災害をもたらしました。町内各地で農地や農業用施設、河川や道路などに様々な災害が発生をし、これに対応する災害復旧も箇所数の多さからなかなか完了せず、被災されました皆さんには大変御迷惑をおかけしておりましたが、本年度でおおむね工事が完了する予定でございます。復旧に関わっていただきました皆様をはじめ、関係者皆様の御理解、御協力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

いずれにいたしましても、災害対策あるいはコロナ対策にいたしましても、町民の皆さま

んお一人お一人の御理解、御協力とともに、自治組織等のそれらを通じた地域力が何よりも災害の未然防止、また万一の災害時に被害を最小限に食い止める大きな力となることは、改めて実感をしたところでございます。行政の力にもおのずと限界がございます。どうぞ、今後とも地域福祉活動を含め、防犯、防災力強化等、あらゆる分野の地域力の向上のために、平素からそれぞれの地域で一層のコミュニティー活動の充実に努めていただきますよう、厚くお願いを申し上げます。

以上、最近の新しい事業の動き、また当面の施策の取組の考え方等、行政施策の骨格につきまして概要を申し上げます。新しい時代、令和に入って3年になりますが、相変わらず地方を取り巻く環境は超高齢化と人口減少社会の進展に加え、コロナ禍という新しい未知の課題にも直面をいたしました。基礎自治体の課題はますます山積する状況になってきております。しかしながら、いかなる困難に直面しようとも、町民皆様の幸せと次代を担う子供たちのために、そして吉備中央町の限りない発展のために、町民皆さんと力を合わせて、元気なまちづくりの実現のために全力で町政を推進してまいりたい決意でございます。どうぞ、一層の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

直面するそれぞれの課題に対応するための新年度予算の詳細につきましては、この後担当課長が申し上げますが、本日から御審議をいただきます令和3年度一般会計当初予算は、前年対比2億4,000万円減の100億3,000万円、特別会計を含めた予算総額は、前対年比1億1,226万円減の141億9,738万円の予算規模でございます。なお、事業会計であります上下水道事業会計につきましては、それぞれの予算書のとおりでございます。

それでは、何とぞよろしく御審議をいただきまして、適切な決定を賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、令和3年第1回議会定例会の開会に当たりまして、当面の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（難波武志君）

これで町長の施政方針を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第5、専決報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（伝送路光ケーブル化工事（第1期）変更契約の締結）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

専決報告第1号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記としまして、1、伝送路光ケーブル化工事（第1期）請負契約を変更する契約。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

本来なら本議会で審議をいただく案件ではありますが、工事の期間が3月15日であるため専決処分での対応とさせていただきました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

5番、山崎誠君。

○5番（山崎 誠君）

先ほど提案説明をいただきました。その中でも触れられましたように、専決処分の理由については特に契約ということでございましたので了解をしておりますけれども、新しい議員が4人おりますので、改めて専決処分について一言ちょっと見解を明らかにしていただきたいと思いますが、専決処分は、御存じのように法によって一定の要件の基にこれは認められております。ただ、当議会ではできるだけいとまがないということを理由に専決はしないということでお互いに了解していると思いますので、その点について、この件はもちろん工期のことであってよろしいんですけども、改めて専決処分に対する基本的な姿勢について、いとまがないということを理由だけにしてしないように、専決をできるだけ少なくして審議されるようお願いをして、一言答弁をお願いしたいと思います。

○議長（難波武志君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）



専決につきましては、そのような議会と執行部との意見交換の中で、法的には時間にいとまがないとか、いろいろそれぞれの理由があればできるんですが、なるべく本議会にかけて説明をしてという姿勢を取っております。今後もその姿勢に変わりはないです。

○議長（難波武志君）

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（伝送路光ケーブル化工事（第1期））変更契約の締結は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第6、専決報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉備中央町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

専決報告第2号について説明いたします。

専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

記としまして、1、令和2年度吉備中央町一般会計補正予算（第7号）。令和3年3月

4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔専決処分書朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

ほかに御質疑はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（難波武志君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略し採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。

本案は報告のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（難波武志君）

全員賛成です。したがって、専決報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（令和2年度吉備中央町一般会計補正予算（第7号））は報告のとおり承認することに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第7、議案第1号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について、及び日程第8、議案第2号、吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第1号について説明いたします。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の提案理由につきましては、公益的法人等への職員の派遣につきまして、専門的な知識、経験を有する任期付職員や再任用職員の派遣を可能とするため条例の一部を改正するものです。

[参考資料朗読説明]

続いて、議案第2号を説明させていただきます。

吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。吉備中央町バス有償運行に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例提案理由につきましては、町営バス、きびプラザ岡山医療センター線につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、当初予定していた実習運行期間を延長することとするため、条例の一部を改正するものです。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第9、議案第3号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

亀山税務課長。

○税務課長（亀山勝則君）

それでは、議案第3号について説明をいたします。

吉備中央町税条例の一部を改正する条例について。吉備中央町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回の改正は、町民税の減免において1号を加えるものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第10、議案第4号、吉備中央町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例についてから、日程第12、議案第6号、賀陽町児童福祉年金条例の廃止についてまで、条例案3件を一括上程し議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

石井子育て推進課長。

○子育て推進課長（石井純子君）

それでは、議案第4号について説明させていただきます。

吉備中央町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例について。吉備中央町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

条例の説明の前に、吉備中央町子育て支援センターの概要を申し上げますと、現在、北保育園で行っている子育てひろば「ゆう」と、吉備高原こども園で行っている一時保育事業を閉園する吉川保育園で集約して実施し、親子への子育て支援を充実させ、子育ての拠点施設として設置するものです。

[参考資料朗読説明]

続きまして、議案第5号について説明いたします。

吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例について。吉備中央町一時保育事業実施条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

改正概要でございますが、一時保育事業について、現在吉備高原こども園で実施しておりますが、先ほど説明いたしました子育て支援センターで実施するものです。

[参考資料朗読説明]

続きまして、議案第6号について説明いたします。

賀陽町児童福祉年金条例を廃止する条例について。賀陽町児童福祉年金条例を廃止する

条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第13、議案第7号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第7号につきまして説明いたします。

吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の改正は、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布され、令和3年2月13日から施行することとされたことに伴い改正を行うものです。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第14、議案第8号、吉備中央町小規模企業及び中小企業等振興条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

河内協働推進課長。

○協働推進課長（河内啓一郎君）

それでは、議案第 8 号について説明いたします。

吉備中央町小規模企業及び中小企業等振興条例について。吉備中央町小規模企業及び中小企業等振興条例を別紙のとおり定める。令和 3 年 3 月 4 日提出。吉備中央町長、山本雅則。

この条例の制定は、小規模企業者及び中小企業者の振興に取り組む姿勢を明確にするものであり、小規模事業者等の振興に関する基本理念や町が取り組むべき施策の基本方針を定め、より効果的な支援を目指します。

また、町だけではなく、小規模事業者等、商工会等、金融機関、大企業、町民などが地域社会における小規模事業者等の重要性についての認識を共有し、地域社会全体で連携及び協力して支援に努めることを条例に定めるものでございます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（難波武志君）

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから 1 1 時 1 0 分まで休憩します。

午前 1 0 時 5 7 分 休 憩

午前 1 1 時 1 0 分 再 開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第 1 5、議案第 9 号、請負契約の締結についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

議案第 9 号について説明いたします。

請負契約の締結について。

令和 3 年 2 月 1 0 日、一般競争入札に付した伝送路光ケーブル化工事（第 2 期）について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法 9 6 条第 1 項第 5 号並びに吉備中央町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記として、1、契約の目的。伝送路光ケーブル化工事（第2期）。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約金額、金4億40万円。4、契約の相手方、岡山県高梁市段町1018番地1、株式会社中電工高梁営業所所長浅沼伸行。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今回実施する光伝送路設備の整備についてですが、災害時における確実かつ安定的な情報伝達を確保し、対災害性の強化を図るとともに、インターネットの高速通信、映像の視聴環境など、利便性の向上を目的としております。

工事の内容につきましては、現在工事発注しています1期工事の吉備高原都市及び加茂川地区の南部エリアを除く北部エリアにおいて現在のメタルケーブル線から光ケーブル線に張り替える工事のほうを行うものであります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第16、議案第10号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町ピオーネ集出荷・直売所）及び日程第17、議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設）、以上2件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

山口農林課長。

○農林課長（山口文亮君）

それでは、議案第10号について御説明申し上げます。

議案第10号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町ピオーネ集出荷・直売所。指定する法人または団体、吉備中央町豊野17番地、公益財団法人、吉備中央農業公社。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、議案第11号について御説明申し上げます。

議案第11号、公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町特用林産物まいたけ菌床栽培施設。指定する法人または団体、吉備中央町吉川961番地、株式会社沼本組。指定期間、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第18、議案第12号、公の施設の指定管理者の指定について。吉備中央町さくら公園を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

河内協働推進課長。

○協働推進課長（河内啓一郎君）

それでは、議案第12号について御説明いたします。

公の施設の指定管理者の指定について。地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。施設の名称、吉備中央町さくら公園。指定する法人または団体の名称、桜公園管理美化委員会。指定期間、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

指定管理候補者の選定方法、選定理由は参考資料で御説明をさせていただきます。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~



○議長（難波武志君）

日程第19、議案第13号、町道の認定についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

岡本建設課長。

○建設課長（岡本一志君）

それでは、議案第13号について御説明いたします。

町道の認定について。道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を次のように認定するため、議会の議決を求める。路線番号398。路線名、吉長川西線。起点、田土1508番3地先から、終点、田土1089番3地先まで。延長460メートル、幅員3.0から3.6メートル。主要な経過地、鼻田。路線番号3081。路線名、宮ノ谷線。起点、和田104番1地先から、終点、和田288番1地先まで。延長700メートル、幅員4.0から11.3メートル。主要な経過地、中屋敷。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

今御説明いたしました2路線につきましては、令和2年度中に各自治会長より認定申請があったもので、吉長川西線につきましては、田土、川西地内に位置しており、川西集落と吉長集落を結ぶ路線。また宮ノ谷線は、和田、和田下地区に位置し、和田下集落と和田上集落を結ぶ路線であり、いずれも生活に重要な道路であることから、認定すべき条件と照らし合わせ認定する必要があると考えております。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第20、議案第14号、令和2年度吉備中央町一般会計補正予算についてから日程第25号、議案第19号、令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてまで、補正予算案6件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

それでは、議案第14号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和2年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第15号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第16号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしくお願ひいたします。

○議長（難波武志君）

提案理由の説明の途中ですが、ただいまから午後1時まで休憩します。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（難波武志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告します。

11番、西山宗弘議員が所用のため退席をしました。

なお、本日の会議録署名議員として指名をしておりましたが、1名欠員となりましたので、会議規則第127条の規定により改めて1名を指名します。2番、山本洋平君を指名します。

提案理由の説明を順次求めます。

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第17号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明のほうは以上です。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第18号について説明いたします。

令和2年度吉備中央町診療所特別会計補正予算について。令和2年度吉備中央町診療所特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

高見水道課長。

○水道課長（高見知之君）

それでは、議案第19号について御説明申し上げます。

令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和2年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

明日3月5日に予定しております日程第3、議案第21号から日程第13、議案第31号までを都合により繰り上げ、これを本日の日程に追加し、議題としたいと思いません。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（難波武志君）

異議なしと認めます。したがって、明日3月5日に予定しております日程第3、議案第21号から日程第13、議案第31号までを本日の日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（難波武志君）

日程第26、議案第21号、令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算についてから日程第36、議案第31号、令和3年度吉備中央町下水道事業会計予算についてまで、予算案11件を一括上程し、議題とします。

提出者から提案理由の説明を順次求めます。

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第21号につきまして御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算について。令和3年度吉備中央町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

奥野福祉課長。

○福祉課長（奥野充之君）

議案第22号について説明いたします。

令和3年度吉備中央町介護保険特別会計予算について。令和3年度吉備中央町介護保険

特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

予算書の185ページをお開きください。

令和3年度吉備中央町介護保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億6,100万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算書の説明に入る前に、介護保険認定者数等の現状について御説明申し上げます。

予算作成時の11月末現在の数値で、令和元年度と令和2年度を比較したものでございます。

まず、第1号被保険者数は4,517人に対して53人減の4,464人。次に、要介護、要支援認定者数は1,124人に対して67人減の1,057人です。内訳は、要支援1から2が255人に対して26人減の229人。要介護1から5が869人に対して41人減の828人。認定率は24.9%に対して1.2%減の23.7%です。

次に、サービス利用者数ですが、1,046人に対して90人減の956人です。内訳は、訪問介護、訪問看護、通所介護サービス等の居宅介護サービスが589人に対して、93人減の496人、小規模多機能型サービス、認知症グループホーム等の地域密着型サービスが139人に対して8人増の147人。特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等の施設介護サービスが318人に対して5人減の313人です。

それでは、予算書の説明をさせていただきます。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第23号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算について。令和3年度吉備中央町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（難波武志君）

片岡企画課長。

○企画課長（片岡昭彦君）

それでは、議案第24号について説明いたします。

令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算について。令和3年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

説明は以上であります。

○議長（難波武志君）

富士本教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（富士本里美君）

それでは、議案第25号について御説明いたします。

令和3年度吉備中央町育英資金特別会計予算について。令和3年度吉備中央町育英資金特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願ひいたします。

○議長（難波武志君）

石井保健課長。

○保健課長（石井瑞枝君）

議案第26号につきまして御説明いたします。

令和3年度吉備中央町診療所特別会計予算について。令和3年度吉備中央町診療所特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願ひいたします。

○議長（難波武志君）

小谷住民課長。

○住民課長（小谷条治君）

それでは、議案第27号について説明いたします。

令和3年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。令和3年度吉備中央町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願います。

○議長（難波武志君）

大木総務課長。

○総務課長（大木一恵君）

議案第28号について説明いたします。

令和3年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算について。令和3年度吉備中央町吉川財産区管理会特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

以上で議案第28号の説明を終わります。

続いて、議案第29号について説明させていただきます。

議案第29号について説明いたします。

令和3年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算について。令和3年度吉備中央町賀陽財産区管理会特別会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願います。

○議長（難波武志君）

高見水道課長。

○水道課長（高見知之君）

それでは、議案第30号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町上水道事業会計予算について。令和3年度吉備中央町上水道事業会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願います。

続きまして、議案第31号について御説明申し上げます。

令和3年度吉備中央町下水道事業会計予算について。令和3年度吉備中央町下水道事業会計予算を別紙のとおり定める。令和3年3月4日提出。吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（難波武志君）

これで提案理由の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

御苦勞さまでした。

午後 2時27分 閉 議